



094 電気ホットプレート

定格電圧 100V 以上 300V 以下の交流の電路に使用するものに限る。定格消費電力 10kW 以下

【一般呼称の例】 ホットプレート、グリルパン



「電気ホットプレート」とは、皿状又はなべ状の容器（プレート）を有し、当該プレート上に直接調理対象物をおいて焼く、炒める等の調理を行う電熱器具をいう。ただし、調理技法のうち、揚げることを目的とするときは、「電気フライパン」として取り扱い、プレートの交換により他の調理技法を用いるものは、主とする調理技法による電気用品で対象とする。（範囲等の解釈 三六．（八））

【混同しやすい電気用品】

電気たこ焼き器、その他の調理用電熱器具（焼き肉用プレート）

【過去の対象・非対象事例】

たこ焼き用のプレートに入っている、キャラクターを模した焼き痕をつけるためのモールドについて、「電熱式おもちゃ」の判断基準となる「装飾」とはいわない。（出典：ホットプレート 平成 30 年 8 月 8 日製品安全課）